

旭市地域おこし協力隊(農水産業振興支援業務)募集要項

1. 目的

旭市地域おこし協力隊設置要綱に基づき、都市地域の人材を積極的に受け入れ、農水産業の振興支援活動や情報発信等により、地域農業や水産業の担い手を目指す人材や後に続く就業希望者の増加に貢献できる人材を、地域おこし協力隊として募集することを目的とする。

2. 業務内容

- (1)新規就農を目的とした農業研修への参加
- (2)地域農水産業者を支援する業務
- (3)地域の活性化につながる業務及び地域活動への参加
- (4)SNS やホームページ、外部媒体等により、旭市の農水産物に関する情報発信・PR を行う業務
- (5)その他、農水産業の振興に必要な業務

3. 募集人数

隊員の募集人数は3名とし、性別は問わない。

4. 募集対象

募集する隊員は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1)地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない者
- (2)次のアからエまでのいずれかの要件に該当する者

ア 3大都市圏をはじめとする都市地域等（地域おこし協力隊推進要綱（平成21年3月31日付け総行応第38号総務事務次官通知）に規定する3大都市圏をはじめとする都市地域等をいう。）に現に住所を有する者（※）

※総務省「地域おこし協力隊及び地域プロジェクトマネージャーの特別交付税措置に係る地域要件確認表（令和4年4月1日現在）」において、旭市への転入が特別交付税措置の対象となる地域に現に住所を有する者とする。

https://www.soumu.go.jp/main_content/000847999.pdf

【本市の場合】

転出地	転入地
3大都市圏内の都市地域 指定都市（条件不利区域を除く。）	本市の全域
3大都市圏内の一部条件不利地域のうち条件不利区域以外の区域	
3大都市圏外の都市地域	本市の条件不利区域 （旧干潟町の区域）
3大都市圏外の一部条件不利地域のうち条件不利区域以外の区域	

①「3大都市圏」とは

埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部をいう。ただし、国勢調査令（昭和55年政令第98号）によって調査した

平成 17 年 10 月 1 日現在の市町村人口（平成 17 年 10 月 2 日以降に行われた市町村の合併を経た市町村にあっては、合併関係市町村における平成 17 年 10 月 1 日現在の市町村人口の合計をいう。）及び同令によって調査した平成 27 年 10 月 1 日現在の市町村人口を用いて算出した人口減少率が 11%以上である市町村については、「3 大都市圏外」という。

②「都市地域」とは

次の「条件不利地域」に該当しない市町村をいう。

③「条件不利地域」とは

次の I から VII のいずれかに該当する市町村をいう。

I 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和 3 年法律第 19 号)

- ・第 2 条第 2 項に基づき公示された過疎地域をその区域の全部又は一部とする市町村
- ・法施行令附則第 3 条第 1 項に基づき公示された特定市町村及び特別特定市町村
- ・法施行令附則第 4 条第 1 項に基づき公示された特定市町村及び特別特定市町村とみなされる区域をその区域

の全部又は一部とする市町村

II 山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）

- ・第 7 条第 1 項の規定により指定された振興山村をその区域の全部又は一部とする市町村

III 離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）

- ・第 2 条第 1 項の規定により指定された離島振興対策実施地域をその区域の全部又は一部とする市町村

IV 半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）

- ・第 2 条第 1 項の規定により指定された半島振興対策実施地域をその区域の全部又は一部とする市町村

V 奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）

- ・第 1 条に規定する奄美群島をその区域の全部とする市町村

VI 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 44 年法律第 79 号）

- ・第 4 条第 1 項に規定する小笠原諸島をその区域の全部とする市町村

VII 沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）

- ・第 3 条第 1 号に規定する沖縄の市町村

④「全部条件不利地域」とは

「条件不利地域」のうち過疎地域に該当する市町村（一部過疎除く）、上記⑤から⑦の対象地域・指定地域に該当する市町村、その区域の全域が振興山村、離島振興対策実施地域又は半島振興対策実施地域に該当する市町村をいう。

⑤「一部条件不利地域」とは

「条件不利地域」のうち「全部条件不利地域」以外の市町村をいう。

⑥「条件不利区域」とは

「一部条件不利地域」のうち、過疎地域とみなされる区域、振興山村、離島振興対策実施地域又は半島振興対策実施地域をいう。

⑦「指定都市」とは

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 19 第 1 項の規定により、政令で指定される人口 50 万人以上の市をいう。

- イ 他の地方公共団体において地域おこし協力隊員として2年以上活動した経験があり、活動終了から1年以内の者
 - ウ 他の地方公共団体において語学指導等を行う外国青年事業参加者として2年以上活動した経験があり、活動終了から1年以内の者
 - エ 海外に在留し、市町村が備える住民基本台帳に登録されていない者
- (3)委嘱される前の1年間に旭市内に住所を定めていない者で、委嘱後に旭市へ住民票を異動し住居することができる者
 - (4)心身ともに健康で、地域の活性化に意欲及び情熱を持っており、住民と協力して誠実に協力活動ができる者
 - (5)協力隊活動終了後に、旭市で定住・就業(就農・起業含む)する意向を持っている者
 - (6)パソコンの一般的な操作ができ、インターネットやSNS等の活用ができる者
 - (7)普通自動車運転免許を有している者又は委嘱までに取得する見込みのある者

5. 農水産業研修先

農業研修先は市内農業関連法人又は農業者とし、水産業研修先は漁業事業者とする。なお、研修先は隊員と受入先の意向を踏まえ市が調整する。

6. 勤務日・勤務時間

(1)勤務日は、週5日(1週間あたり38時間45分)を原則とする。

(2)勤務時間は、1日あたり7時間45分を原則とする。

※始業・終業時間及び休日は活動(業務)の状況により変動が予想されるため、市及び研修先と随時相談しながら調整する。

7. 任用形態・期間

(1)旭市地域おこし協力隊設置要綱に基づき、市長が委嘱する。

(2)上記業務内容に規定する活動を委託する。委託内容については、協議により決定し、市と業務委託契約を締結して活動する。

(3)委嘱期間は、委嘱日から令和9年3月31日までとし、初めの委嘱日から3年の範囲内で旭市及び隊員双方の同意により延長できるものとする。

(4)隊員は個人事業主扱いになり、社会保険料は自己負担とする。

(5)市が地域おこし協力隊としてふさわしくないと判断した場合は、委嘱期間中であっても委嘱を解くことができるものとする。

8. 委託料

月額291,000円(社会保険料等の本人負担分を含む)とする。(1箇月間の活動日数が20日に満たない場合は、日割り計算により支給するものとする。)

9. 待遇・福利厚生

(1)住居は、民間の賃貸住宅等を隊員自身で契約し確保することを原則とする。ただし、月額60,000円を上限に、予算の範囲内で活動等の経費の一部として市が負担する。

(2)転居にかかる経費(敷金礼金を含む。)、生活に必要な経費(光熱水費、食費、生活費等)などは自己負担となる。

(3)市と協議した上で、活動に支障が無いと判断された範囲においては、個人事業の運営、副業なども可能とする。

10. 休日・休暇

休日・休暇は、週2日の週休日のほか、年次有給休暇等は、市及び研修先の判断で付与できるものとする。

11. 隊員の活動等に対する支援

市は、隊員が地域において円滑かつ効果的に活動ができるよう、次に掲げる支援を行う。

(1)隊員が行う活動に関する指導及び支援

(2)隊員が地域に定着するための支援

(3)隊員が行う活動の取組状況、活動の成果等の情報発信

(4)市や地域の団体等が行う地域振興イベントなどへの協力活動に対する支援

(5)隊員が地域で生活するための住居の確保などの生活支援

(6)その他隊員が行う地域協力活動に対して必要と認められる支援

12. 活動等の経費

以下に掲げる活動等の経費について、予算の範囲内において、必要に応じて市が負担する。

(1)隊員の指導、支援に要する事務的経費

(2)隊員が地域で生活するための住居確保に要する経費

(3)隊員の活動期間中の傷害保険及び賠償責任保険に係る保険料

(4)隊員の活動に要する消耗品等の事務的経費

(5)隊員の活動内容や得られた成果等の情報発信に要する経費

(6)隊員が研修機関等の実施する研修プログラムへ参加する場合に要する参加費用及び旅費

(7)隊員が活動に使用する自家用車等の借上料及び燃料費

(8)その他、隊員の活動に要する経費

13. 応募方法

応募及び選考の方法は次のとおりとする。

(1)応募方法

①受付期間：令和8年7月1日(水)から令和8年7月27日(月)まで

②提出書類

- ・応募用紙(指定様式に必要事項を記入)
- ・履歴書(市販のもの、カラー写真貼付)
- ・住民票の写し(本籍地記載不要)
- ・普通自動車運転免許証の写し

※提出された応募書類は返却しない。

③提出方法等

電子メール又は郵送にて下記「14. 応募・問い合わせ先」へ提出

※電子メールにて提出する場合は、提出書類をPDF等電子データとして送付し、住民票の写しは、第2次選考時に持参すること。

(2)第1次選考 書類審査

審査期間：令和8年7月28日（火）から令和8年7月31日（金）

①第1次選考として書類選考を実施

②応募期限から1週間程度で、応募者全員に結果を文書（電子メール）で通知

(3)第2次選考 面接審査

日程：令和8年8月7日（金）※第1次選考の状況に応じ、日程が変更となる可能性あり

①第1次選考合格者を対象に面接を実施

②日程は第1次選考の結果時に通知

(4)最終結果の通知

審査後、随時、第2次選考受験者全員に通知する。

※応募選考に必要な郵送費、交通費等は応募者の負担とする。

14. 応募・問い合わせ先

〒289-2595 千葉県旭市ニの2132番地

旭市農水産課振興班

TEL:0479-74-3671 fax:0479-62-5385

E-mail:sinko@city.asahi.lg.jp